

岡山県高等学校教育研究会学校図書館部会
岡山県高等学校図書館活用教育研究委員会規約

(名称)

第1条 本会は、岡山県高等学校教育研究会学校図書館部会岡山県高等学校図書館活用教育研究委員会(以下「活用教育研究委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この活用教育研究委員会は、県下全高校の生徒が豊かな学びの環境を得られるよう、学校図書館の計画的な利用とその機能の活用の在り方等の研究を行い、学校の教育課程の展開に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 この活用教育研究委員会は、岡山県高等学校教育研究会学校図書館部会から委嘱を受けた岡山県高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む)の教職員で構成する。

(内容)

第4条 この活用教育研究委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる調査研究を行う。

- (1) 高等学校教育および学校図書館の現況に関すること
- (2) 高等学校教育および学校図書館の課題に関すること
- (3) 学校図書館を活用した教育の在り方に関すること
- (4) 県内外の関係団体・機関との連絡および協力
- (5) その他必要と認める事項

(会費)

第5条 本会の経費は、会費その他収入をもって充てる。ただし、会費は、当分の間徴収しない。研修に要する実費はそのつど徴収することができる。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、活用教育研究委員会の業務遂行に必要な事項については、活用教育研究委員会の会議で定める。